

防火管理者は、消防法施行令第3条の2第2項の規定により、消防計画に基づき消火、通報及び避難の訓練を実施しなければならないとされている。

なお、特定防火対象物の防火管理者は、消防法施行規則第3条第10項の規定により、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施しなければならないこととされているが、非特定防火対象物の防火管理者は、法令で必要回数等は規定されていない。

エ 特定防火対象物又は非特定防火対象物の該当状況

項目	施設数
特定防火対象物に該当する	17
非特定防火対象物に該当する	31
特定防火対象物又は非特定防火対象物どちらにも該当しない	0

イ 特定防火対象物の訓練の実施状況（※令和元年度の実施状況）

項目	施設数
消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施した	11
消火訓練及び避難訓練を年1回実施した	3
消火訓練又は避難訓練を年1回実施した	1
実施していない	2

上記で「消火訓練又は避難訓練を年1回実施した」1施設は、「消火訓練を行う場所がなく実施せず、また避難訓練は授業の都合から年1回としてきた」ものであった。

また、「消火訓練及び避難訓練を年1回実施した」3施設については、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した」ものであった。

なお、訓練を「実施していない」2施設は、「令和2年3月に竣工した1、「令和2年4月に開校した」ものであり、令和2年度から訓練を実施する施設であった。

ウ 非特定防火対象物の訓練の実施状況（※令和元年度の実施状況）

項目	施設数
消防計画に記載した内容(回数を含めて)のとおり訓練を実施した	19
消防計画に記載した内容のうち、一部の訓練を実施していない	7
実施していない	5

「実施していない」施設については、「天候や業務の都合により日程の確保ができなかった」や「新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した」などで、「消防計画に記載した内容のうち、一部の訓練を実施していない」施設については、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した」や「天候不良により中止した」などであった。

3 自然災害に対する対応について

(1) 地震に係る取組について

ア 共用スペースや教務室等（※）に設置している備品等（TV、パソコン、什器、ラック、書棚等）の転倒、落下防止対策の実施状況

※「共用スペースや教務室等」には、県民利用施設における県民利用スペースも含めて回答し、倉庫や車庫、学校の体育館は回答対象外。

項目	施設数
全て対策済み	7
一部(概ね20%)の対策をしていない	16
一部(概ね50%)の対策をしていない	20
一部(概ね80%)の対策をしていない	5
対策を全くしていない	0
対象となる備品等がない	0

イ 「一部(概ね20%～80%)の対策をしていない」理由（複数選択可）

項目	施設数
優先順位を付けるなど、計画的に対策を行っている	25
費用がかかり、予算等の確保が困難	12
対策を行う時間的余裕がない	3
一時的な保管・設置のための備品	2
その他	9

「その他」の理由の主なもの、転倒や落下しても危険が小さい大きさ・高さである」、「常時人が配置されている場所ではなく、万一倒れても危険は少ないとの判断である」、「研究用の備品が多く、その特殊性から一般的な転倒・落下対策を行うことは困難であるが、備品（機器）が大きく、重量があるため対策は不要と考えられる」などであった。

(2) 洪水浸水想定区域内における安全対策について

水防法第14条第1項により都道府県知事等は、同法の規定により指定した河川が想定し得る最大規模の降雨により氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するとされており、平成29年6月に同法が改正され、第15条第1項第4号により、市町村防災会議は、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる場合には、市町村地域防災計画に施設の名称及び所在地を定めるものとされている。また、同法第15条の3第1項により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、第5項により、計画に定めるところにより訓練を行わなければならないとされている。

ア 洪水浸水想定区域への該当状況

項目	施設数
含まれている	18
含まれていない	30

イ 洪水浸水想定区域に含まれている施設の市町村地域防災計画における要配慮者利用施設としての定め状況

項目	施設数
定められている	2
定められていない	16

ウ 洪水浸水想定区域に含まれている施設の洪水時等の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成状況

項目	施設数
作成済み	2(1) ※
作成中	2(1) ※
作成予定	0
作成について検討中	7
作成していない	7

※（ ）内は、イの市町村地域防災計画に要配慮者利用施設として定められた施設の内数

エ 洪水浸水想定区域に含まれている施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施状況

項目	施設数
実施した	0
実施予定	4(2) ※
実施していない	14

※（ ）内は、イの市町村地域防災計画に要配慮者利用施設として定められた施設の内数

上記イの市町村地域防災計画に要配慮者利用施設として定められた2施設のうち、ウの計画は「作成済み」が1施設、「作成中」が1施設、エの訓練は2施設とも「実施予定」であった。

イの市町村地域防災計画に要配慮者利用施設として定めない16施設におけるウの計画は、「作成済み」又は「作成中」が2施設、「作成について検討中」が7施設、「作成していない」が7施設であり、エの訓練は、「実施予定」が2施設、「実施していない」が14施設であった。

なお、ウの計画を「作成していない」施設については、「洪水発生前に利用者に避難施設等安全な場所への避難を呼びかけるとともに、洪水発生時は近隣の避難場所に利用者を誘導することとしている」、「気象情報により洪水等が想定される場合は休校とする」など、

一部の施設においては計画に代わる対応がとられていた。エの訓練を「実施していない」施設については、「洪水の発生が予想される天候の場合は、防災気象情報に基づき、予め催物の実施の可否を主催者と協議する」、「例年、地震及び火災の発生を想定した訓練を実施しており、洪水発生時等にも応用可能と考える」、「台風等大雨による増水であれば、台風接近時等マニュアルにより状況に応じて事前に利用者への注意喚起、帰宅要請を行い、また、利用中止などの利用制限措置をとる」など、一部の施設においては訓練の実施に代わる対応がとられていた。

(3) 土砂災害警戒区域内における安全対策について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）第7条により、都道府県知事は急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害の発生原因ごとに、指定の区域及び自然現象の種類を定め、土砂災害警戒区域として指定することができるとされている。平成29年6月に同法律が改正され、第8条第1項第4号により、市町村防災会議は、土砂災害警戒区域内に、要配慮者利用施設であつて、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合に、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものとされている。また、同法第8条の2第1項により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、第5項により、計画に定めるところにより訓練を行わなければならないこととされている。

ア 土砂災害警戒区域への該当状況

項目	施設数
含まれている	4
含まれていない	44

イ 土砂災害警戒区域に含まれている施設の市町村地域防災計画における要配慮者利用施設としての定め状況

項目	施設数
定められている	0
定められていない	4

ウ 土砂災害警戒区域に含まれている施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成状況

項目	施設数
作成済み	1
作成中	0
作成予定	1
作成について検討中	2
作成していない	0

エ 土砂災害警戒区域に含まれている施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施状況

項目	施設数
実施した	1
実施予定	1
実施していない	2

「実施していない」2施設は、「通報、避難誘導、救助であれば、防災訓練で代替可能」、「避難計画は作成したが、訓練の実施には至っていない」であった。

(4) 富士山噴火における安全対策について

活動火山特別措置法（以下、「活火山法」という。）第5条に基づき、都道府県防災会議は、同法第3条による火山災害警戒地域の指定があったときは、都道府県地域防災計画において活動火山対策の推進に関し必要な事項を定めなければならないこととされている。

また、活火山法第4条に基づき、県は、静岡県、関係市町村、国の関係機関等と想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うための「富士山火山防災対策協議会（以下、「協議会」という。）」を組織し、協議会が策定した「富士山火山広域避難計画」に基づき、「山梨県地域防災計画」において、県民の生命、身体及び財産を火山災害から保護するため、火山に関する知識・防災知識の普及・啓発・教育や防災訓練の実施など、必要な予防・応急対策等を定めている。

なお、「富士山火山広域避難計画」は、「富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成16年）」による火山現象の規模や範囲を基本に策定されているが、富士山に関する各種調査研究により、数々の新たな科学的な知見が得られた結果、これまでの被害想定より火山現象の影響範囲の拡大などが明らかとなったことから、協議会において、平成30年度から富士山ハザードマップの改定作業が進められ、本年度中に改定される予定となっている。

ア 富士山噴火における避難対象エリア（※）への該当状況

項目	施設数
含まれている	10
含まれていない	38

※富士山火山広域避難計画に基づき避難対象エリア及び改定中の富士山ハザードマップ中間報告（R2.3）に基づく溶岩流等の火山現象の想定影響範囲

想定される火山現象は、火砕流、大きな噴石、溶岩流、融雪型火山泥流、降灰後土石流、降灰、小さな噴石であった。

イ 避難対象エリアに含まれている施設の富士山噴火に備えた対策等の実施状況

項目	施設数
実施している	5
検討中	5
実施していない	0

【実施している対策等の主な内容】

- ・スグールバス（1台）と職員の自家用車に分乗した避難計画の作成及び避難計画を基に富士山噴火を想定した避難訓練を実施
- ・複数の避難経路を設置
- ・降灰への対策として、ゴーグルを購入
- ・迅速な避難を可能とするため、燃料が半分以下とならないよう車両に給油

(5) 地震・洪水濁水・土砂災害・富士山噴火共通

(1) 災害の発生時の対応の検討状況について

ア 利用者（職員を除く）が施設に留まることとなった場合における対応の検討状況

項目	施設数
検討済み	25
検討中	16
検討していない	7

【検討済みの主な内容】

- ・一時待機場所として乾パン・水を備蓄
- ・非常食、飲料水について、利用者・職員分として5日分を備蓄
- ・最小限ではあるが、水・食料・簡易トイレ等の防災セットを生徒数分備蓄
- ・警備防災計画に基づき生徒を保護し、保護者への連絡、引き渡しを実施
- ・学校防災マニュアルに施設待機（宿泊）について定めるとともに、水等を備蓄

4 AEDの設置・管理等について

(1) AEDの適切な管理等の実施について

平成21年4月16日付け厚生労働省通知「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について」において、AEDの設置者は、設置したAEDの日常点検等を実施

する者として「点検担当者」を配置し、日常点検等を実施させること、及び、AEDの点検担当者は、①AED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認し、記録すること、②AED本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け、この記載を基に電極パッドやバッテリーの交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施すること等が求められている。

また、平成27年8月25日付け厚生労働省通知「自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の有効活用等について」において、AEDを有効に使用するための表示に係る必要な整備として、AEDが必要な時にAEDを設置している場所にたどり着けるよう、施設の入口においてはスナッカーを表示すること、施設内ではAEDの設置場所まで誘導する案内表示を置くことなどの取組をするよう求められている。

なお、AEDの設置場所に関する情報については、一般財団法人日本救急医療財団のホームページ上で公開されており、地域住民等が設置場所を把握でき、必要な時にAEDが迅速に使用できる状況となっている。

ア AEDの設置状況

項目	施設数
設置している	46
設置していない	2

「設置していない」2施設は、「目的外使用許可により設置されている自動販売機にAEDが付帯しているため」、「不特定多数の県民利用が少ないため」であった。

【設置台数】

設置形態	設置台数
購入	68台
リース	40台

イ AEDの点検（インジケータランプの色や表示の確認）の実施状況

項目	施設数
実施している	46
実施していない	0

ウ AEDの点検の頻度

項目	施設数
週1～4回	18
月1～3回	6
年1～数回	13
不定期	9

※各機種により点検の頻度は異なるため、点検頻度の基準はない。

エ AED本体の耐用年数の状況

項目	施設数
耐用年数の期間内である	43
耐用年数を超過している	3

オ AED本体の耐用年数が超過している理由

項目	施設数
耐用年数を確認していなかった	0
耐用年数は確認していたが、予算不足等により未更新	0
その他	3

「その他」の理由は、「現時点で支障なく使用できる状態であることをメーカーに確認済み。予算の状況により年度内の更新を検討中」、「保守点検を行い使用できることを確認し、点検の際に指摘された消耗品（バッテリー、パッド等）は、その都度交換している」であった。

カ AED消耗品（電極パッド、バッテリーなど）の交換時期の明記の状況

項目	施設数
表示ラベルを貼付し、交換時期を明記している	40
表示ラベルを貼付していない	6

「表示ラベルを貼付していない」6施設は、「リース会社で交換時期を管理している」又は「購入時の補償により、交換時期に部品が送付される」、「メーカーのユーザー登録により交換時期に通知される」であった。

キ AEDの設置に係る表示等の状況

項目	施設数
施設内に表示するとともに、全国AEDマップ（一財）日本救急医療財団ホームページに登録済み	17
施設内に表示しているが、全国AEDマップ（一財）日本救急医療財団ホームページには未登録	24
施設内には表示していないが、全国AEDマップ（一財）日本救急医療財団ホームページには登録済	1
施設内に表示しておらず、全国AEDマップにも未登録	4